

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案に対する
皆様からのご意見と国土交通省の回答

皆様からのご意見	国土交通省の回答
<p>本改正告示案において、公布日と施行日を同一日とすることは、システム提供事業者にとって重大な実装上の課題をもたらすため、公布から施行まで最低 6 ヶ月、可能であれば 1 年の経過措置期間の設定を要望します。</p>	<p>今般の改正は、ICTの活用による情報共有等が可能な状況であることが確認されている遠隔点呼を実施する自動車運送事業者についての措置となります。</p>
<p>告示案において「遠隔点呼とみなす」とされる対面点呼の記録方法について、点呼システム上の点呼種別は「対面点呼」と記録しつつ、備考欄等に「異なる営業所・事業者の運行管理者等による点呼である」旨を記載する運用を認めていただきたい。また、省側が理想とする、本特例(対面実施)を利用した場合の、点呼記録の記録形式や区別方法について見解をお示しください。</p>	<p>今般追加する点呼の種別は、異なる営業所間や事業者間で行う「遠隔点呼」となります。このため、点呼の記録形式や区別方法等の取扱については、遠隔点呼制度に基づきご対応いただくようお願いいたします。</p>

本改正とは関係のない意見が3件ありましたが、頂いたご意見について、国土交通行政の参考といたします。

以上